

会長及び副会長の選出について

茂原市学校再編審議会条例第 5 条の規定により、会長及び副会長各 1 名を互選により選任するもの。

会長	
副会長	

茂原市学校再編審議会条例【抜粋】

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。